

(改正後全文)

老発 0424 第 1 号

平成 31 年 4 月 24 日

最終改正 老発 0329 第 3 号

令和 5 年 3 月 29 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

(公 印 省 略)

高齢者生きがい活動促進事業の実施について

現在、厚生労働省においては、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者等への包括的な支援（地域包括ケア）を推進しているところである。

地域包括ケアの提供に当たっては、それぞれの地域が持つ「自助・互助・共助・公助」の役割分担を踏まえた上で、自助を基本としながら互助・共助・公助の順で取り組んでいくことが必要である。

こうした中で、高齢者による自助・互助の取組により介護予防を促進するために、ボランティア、NPO、民間企業等の多様な事業主体による重層的な生活支援サービスの提供体制の構築を支援することが必要である。

以上の観点から、平成 25 年度より、企業を退職した高齢者自らが、健康づくり活動を行うとともに、介護予防や生活支援のサービス基盤ともなる活動を行う団体の立ち上げ支援等を行うため、「高齢者生きがい活動促進事業」を実施している。

平成 30 年度からは、生活支援コーディネーターや協議体の活動により、市町村が把握した地域課題を解決するために創出された「住民主体によるサービス」に資する活動や、地域共生社会の推進に向け、高齢者等が主体となり、多世代交流等の「共生の居場所づくり」に資する活動にも対応できるようにしたところである。

今般、別添のとおり実施要綱を改定し、平成 31 年 4 月 1 日より適用することとしたので、ご了知の上、市町村に対する周知、募集の支援等、管内市町村の連絡調整についてご協力願いたい。

「高齢者生きがい活動促進事業」実施要綱

1 目 的

企業退職高齢者等が、地域社会の中で役割をもっていきいきと生活できるよう、有償ボランティア活動等による一定の収入を得ながら、自らの生きがいや健康づくりにつながる活動を行うとともに、介護予防や生活支援のサービス基盤ともなる活動を促進するため、当該活動を行う団体等の立ち上げを支援することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は市町村及び特別区（以下「市町村」という。）とする。ただし、当該事業を適切に行える団体への委託を可能とする。

3 実施方法

本事業の目的に応じた先駆的な活動を行うボランティア団体やNPO法人等の団体（以下「NPO法人等」という。）の設立準備、事務所等活動拠点の初度設備整備等に必要となる経費に対する助成を行う。

ただし、助成期間は、1年以内とし、他の国庫負担（補助）制度により、当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業は対象としない。

4 事業内容

（１）以下の取組を通じた高齢者等の生きがいを創出するボランティア活動の立ち上げ支援（初度設備等の補助）を行う

ア 農福連携推進事業

高齢者が農作業や農作物の調理・販売等をとおして、運動機能低下・認知症・閉じこもり等の介護予防を図るなど、農福連携を通じ、高齢者が地域で交流し生き生きと活動できる場の提供に資する活動

イ ア以外の地域の支え合い活動

（２）実施主体の取組

① 地域の単身・夫婦のみの高齢者世帯、要介護高齢者、認知症高齢者等の介護予防や生活支援に関する課題を把握し、把握した課題について、地域のNPO法人等に対して情報提供を行うものとする。

また、地域でサービスを必要とする高齢者に対しても、NPO法人等が提供するサービスについて情報提供するものとする。

② 本事業の助成を希望するNPO法人等の公募等を行う。

③ NPO法人等からの応募を受け、当該NPO法人等の活動内容が本事業の目的に沿っているか等を審査し、適正と認める場合に、当該NPO法人等に助成を行うものとする。

(3) 対象となる団体

新たに組織化するNPO法人等又は本事業の目的に応じた活動を新たに始めるNPO法人等について、実施主体ごとに1団体程度を本事業の対象とする。ただし、令和4年度以降の「地域づくり加速化事業」（厚生労働省委託事業）において、地域づくりの推進に係る伴走的支援を受けた市町村であって、その課題解決に資する取組を行う場合は、実施主体ごとにさらに1団体を本事業の対象とする。

(4) 助成の対象となるNPO法人等の取組

① NPO法人等が行う活動は、(2)の①により市町村が把握する地域の高齢者の課題の解決に資する高齢者によるボランティア活動とする。

(活動の例)

- ・ 農福連携を通じ、高齢者が地域で交流し生き生きと活動できる場の提供に資する活動（高齢者への配食サービスのための農産物の生産活動等）
- ・ 協議体等の活動を通じて創出された住民主体によるサービス
- ・ 見守り、配食等の生活支援
- ・ 高齢者スポーツの指導活動
- ・ 多世代による共生の居場所づくり

② 利用料等事業により得られた収入の一部を、ボランティア活動を行う高齢者へ支給（活動の実費、謝礼等）するものとする。

③ 事業本来の運営費は、本事業の助成対象となる団体の事業収入で賄うことを目標とする。

④ 高齢者が行うボランティア活動が、高齢者が自発的に社会参加し、地域社会の中でいきいきと生活するとともに、高齢者の生きがいや健康づくりにつながるような活動となるよう努めるものとする。

(5) 本事業の成果の活用

① 事業の実施主体は、本事業で実施した実施主体の取組やNPO法人の活動等に

ついて、翌年度6月末日までに都道府県や国に別紙様式にて報告を行うとともに、必要に応じて追加の報告を行うものとする。

- ② 事業の実施主体は、この事業で把握した地域の課題やNPO法人等の活動の情報を地域包括支援センターの地域ケア会議に提供するなどにより、本事業の成果が地域のインフォーマルサービスの推進につながるよう努めるものとする。

(6) 留意事項

生活支援コーディネーターや協議体の活動により、市町村が把握した地域課題を解決するために創出された「住民主体によるサービス」について、本事業を活用し、団体等を立ち上げた後に、介護予防・生活支援サービスへ移行した場合に、地域支援事業交付金の補助を受けてサービスを実施することも可能であること。

〇〇年度高齢者生きがい活動促進事業実施概要

都道府県・市町村	〇〇県〇〇市		
事業名			
団体名			
団体の構成員数 (※1)		うち高齢者数	
事業の背景・経緯			
事業の概要・特徴 (※2)			
事業の成果			
団体連絡先			
団体URL			
【市町村記載欄】			
事業実施の地域名	〇〇市〇〇町	事業実施の範囲 (※3)	(例) 中学校区
地域の総人口		地域の世帯数	
65歳以上人口・率		高齢単身世帯数	
75歳以上人口・率		高齢夫婦世帯数	
出典	(例)「〇〇年度国勢調査」		

※1 団体の役員・従業員数に限らず、ボランティア等の人数を含めることも可。

※2 高齢者生きがい活動促進事業の補助金をどのように活用したか「事業の概要・特徴」に簡記すること。

※3 事業実施の範囲は、「自治会単位」「小学校区」、「中学校区」、「市町村内の概ね全域」から選択。

※4 事業に関する写真や図を埋め込むことも可。ただし2枚以内に収めること。

※5 令和4年度以降の「地域づくり加速化事業」(厚生労働省委託事業)において、地域づくりの推進に係る伴走的支援を受けた市町村であって、その課題解決に資する取組を行う場合は、「事業の背景・経緯」「事業の概要・特徴」「事業の成果」各欄に、その課題の内容やどのように課題解決に資したのかなど地域づくりの課題解決との関係がわかるよう記載すること。